

京都外国語短期大学 履修規程

(平成19年1月30日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、京都外国語短期大学（以下「本学」という。）学則第5章及び第6章に定めるもののほか、授業科目の履修に関する必要な事項を定める。

(授業科目の区分)

第2条 授業科目の区分は、総合科目、専門科目及び教養科目に区分する。

(卒業要件)

第3条 本学を卒業するためには、学則第5条及び第21条の規定により、2年在学し、学則別表1に定める授業科目の単位を修得し、合計62単位以上を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第4条 授業科目の単位数は、学則第11条の規定に基づくものとする。

(履修登録)

第5条 単位を修得するためには、第2条に規定する区分に従い、各学期で定められた期間に履修しようとするすべての授業科目の登録手続きを行わなければならない。

(履修登録単位数の上限)

第6条 各学期に履修できる単位数の上限は、学科の定めるところによる。

2 前項に規定する単位数の上限について必要事項は、別に定める。

(指定科目の履修登録)

第7条 クラス、担当者又は受講者について指定のある授業科目は、原則として指定以外で履修することができない。

(履修登録の配当年次制限)

第8条 原則として下級年次の学生は、上級年次に配当されている授業科目を履修することができない。

(受講者数の制限)

第9条 指定する授業科目に限り、受講者数を制限することがある。この場合には、選考又は抽選により受講者を決定する。

(開講科目の取消)

第10条 受講登録者数が5名未満の授業科目は、開講を取り消すことがある。

(履修登録の無効)

第11条 次の各号に該当する登録は行うことができない。登録を行った場合は、当該授業科目の登録を無効とする。

- (1) 同一学期に同一科目を重複して登録すること
- (2) 単位を修得した授業科目を登録すること
- (3) 同一学期の同一曜講時に複数の授業科目を登録すること

2 履修登録していない授業科目を履修し単位を修得することはできない。

(履修登録後の登録変更)

第12条 履修登録後、原則として登録の変更又は追加することはできない。ただし、別に定める期間に本学の認める範囲内で、登録の変更又は追加することができる。

2 履修登録の内容が明らかに誤りと認められた場合は、別に定める期間に訂正を行うものとする。

3 第10条により開講科目の取消があった場合、当該授業科目の単位数内で追加登録できる。

4 登録した授業科目を履修し、なお卒業に必要な単位数に達しないと判明した場合は、必要と認められる範囲内で追加登録することができる。

(履修登録の取消)

第13条 履修登録をした後に、登録した授業科目を、別に定める期間に取り消すことができる。

(単位の授与)

第14条 学則第15条第1項の規定により、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与えるものとする。

(成績評価の方法)

第15条 授業科目を履修した者に対する評価方法は、原則として定期試験又は平常試験(小テスト、オーラルテスト、レポート等)とする。

(成績評価の基準)

第16条 学則第16条の規定により、授業科目の成績評価は、100点満点で60点以上を合格とし、59点以下を不合格とする。

2 次の各号のいずれかに該当した場合は、当該科目を失格とする。

- (1) 出席不足(原則として授業科目の実質授業回数の3分の2以上の出席が必要)で、かつ点数評価に不可欠なレポートの未提出又は試験の未受験により履修放棄とみなした場合
- (2) Graduation Project IIの受講者が最終課題(レポート)を提出せず口頭発表を行わなかった場合、あるいは、最終課題(レポート)を提出し口頭発表を行っても点数による評価が不可能な場合
- (3) 教授会において不正行為を行ったと判定した場合

(GPA)

第17条 前条第1項に規定する成績評価を基に、単位あたりの成績評価の平均値を示すGPA(Grade Point Average)を算出して履修登録に活用し、本学ポータルシステム、成績通知書及び成績証明書にも記載する。

2 前項に規定するGPAの算出方法は、別に定める。

(成績発表及び成績調査)

第18条 学生個々の成績評価については、学生及び保証人に対して、学期毎に本学ポータルシステム上で発表する。不合格となった成績評価に対して疑問がある場合は、成績調査を願い出ることができる。

2 前項に規定する成績調査を願い出る期間及び方法は、別に定める。

(単位修得不足及び成績不振の学生の取り扱い)

第19条 第17条に規定するGPAが入学後在学1学期間で1.0未満、かつ、第3条に規定する卒業要件の修得単位数が8単位未満の学生には、キャリア英語科が修学指導を行う。

2 第17条に規定するGPAが入学後在学2学期間で1.0未満、かつ、第3条に規定する卒業要件の修得単位数が16単位未満の学生には、学則第36条第5号の規定により、除籍とする。

3 前項の規定にかかわらず、疾病等特別な理由による場合は、キャリア英語科の協議により在学継続の措置をとることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条 学則第19条第5項の規定により、大学又は短期大学を卒業又は退学し、新たに本学に入学した学生の既修得単位(科目等履修生等として修得した単位を含む。)については、15単位を上限に本学の単位として認定することができる。

2 本学と協定を結んでいる高等学校の生徒が、本学の科目等履修生等として修得した科目について、単位を認定することができる。

3 前2項に規定する単位の認定を希望する者は、所定の手続きをとらなければならない。

4 前3項に規定する単位の認定方法及び申請方法については、別に定める。

(留学により修得した単位の認定)

第21条 学則第17条第2項の規定により、本学が認めた外国の大学又は短期大学への留学により修得した単位は、1学期間の場合24単位、2学期間の場合30単位を上限として、本学で修得した単位として認定することができる。

2 前項に規定する単位の認定を希望する者は、留学終了後に所定の手続きをとらなければならない。

3 前2項に規定する単位の認定方法及び申請方法については、別に定める。

(留学以外に他の大学又は短期大学及び本学以外の教育施設等で修得した単位の認定)

第22条 学則第17条第1項及び第18条第1項の規定により、他の大学又は短期大学及び本学以外の教育施設等で修得した単位は、30単位を限度として本学で修得した単位として認定することができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第20条第1項及び第21条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、45単位を超えないものとする。

3 第1項に規定する単位の認定を希望する者は、所定の手続きをとらなければならない。

4 前3項に規定する単位の認定方法及び申請方法については、別に定める。

(再入学者の入学年次、教育課程及び既修得単位の認定)

第23条 再入学後の入学年次は、退学前又は除籍前の単位修得状況等を考慮して決定するものとし、教育課程については、再入学した年次の学生と同じ教育課程を適用するものとする。

2 退学前又は除籍前に本学で修得した単位は、再入学後の教育課程に照らし適当と認められるものについて当該授業科目の単位として認定する。

(改 廃)

第24条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 第2条に規定する授業科目区分について、平成16年度以前の入学者は、入学年度の授業科目区分によるものとする。

3 第6条に規定する履修登録単位数の上限について、平成17年度以前入学者は、56単位を上限とするものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 第2条に規定する授業科目区分については、平成23年度以前入学者は、入学年度の授業科目区分によるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 第2条に規定する授業科目の区分について、2023年度以前入学者は、専門コア科目、専門展開科目、教養科目、オフ・キャンパス科目、重点履修科目及びベーシック科目の区分とする。

3 第19条に規定する単位修得不足及び成績不振の学生の取り扱いについて、2023年度以前の入学者には、第17条に規定するGPAが前学期1.0未満の場合、学科長が厳重注意を行うものとし、GPAが2学期連続して1.0未満の学生には、成業の可能性があるとは判断される場合を除き、学長が退学を勧告するものとする。

4 第21条に規定する留学により修得した単位の認定について、この規程の施行前に留学を開始した者には、学則第17条第2項の規定により、本学が認めた外国の大学又は短期大学への留学により修得した単位は、1学期間の場合16単位、2学期間の場合30単位を上限として、本学で修得した単位として認定することができるものとする。

(平成21年1月29日改正、平成22年1月28日改正、平成24年2月23日改正、平成26年1月30日改正、平成27年2月25日改正、平成28年2月24日改正、平成30年3月1日改正、令和5年2月24日改正、令和6年3月17日改正)